

6月より納付がスタート！

令和7年度

国民健康保険税

今月から国民健康保険税の納付がスタートします。「国保」についていま一度、おさらいしてみましょう。

国民健康保険とは

病気やけがをしたとき、病院・薬局等へ安心して行けるように、加入者が普段から保険税を出し合い、いざという時の医療費にあてる、お互いに助け合う制度です。

税率・課税限度額

保険税の内訳		① 所得割 (R6年中の所得－43万円)	② 均等割 (加入者1人あたり)	③ 平等割 (1世帯あたり)	課税限度額 (最高額)
(A)医療分(国保加入者全員)		6.95%	19,100円	22,000円	66万円
(B)後期高齢者支援金(同上)		3.10%	5,700円	6,000円	26万円
(C)介護納付金(40～64歳の方)		2.05%	6,600円	5,600円	17万円
計	40～64歳以外の方(A+B)	10.05%	24,800円	28,000円	92万円
	40～64歳の方(A+B+C)	12.10%	31,400円	33,600円	109万円

私は加入対象者？

職場の健康保険や船員保険、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外のすべての方が加入対象となります。

誰が納付するの？

国民健康保険税は世帯単位で計算しますので、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国保加入者でない場合も同様です。税率と課税限度額は下記の通りです。

国保税にはさまざまな軽減・減免制度があります

- 未就学児に係る均等割の減額

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方)に係る均等割額の2分の1を減額します。
※申請は必要ありません。
- 産前産後期間における国保税の免除

子育て世帯の負担軽減を図るため、出産される国保加入者の国保税の「所得割」と「均等割」が産前産後期間の4ヶ月間(多胎妊娠の場合は6ヶ月間)は免除されます。
※申請は出産予定日の6ヶ月前から可能です。
【例】令和7年4月が出産予定日の場合(色付きの期間が免除措置対象期間)

単胎妊娠の場合

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

多胎妊娠の場合

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月
- 低所得世帯への軽減

世帯主(国保でない世帯主も含む)と国保加入者の前年総所得額が、次の基準にあてはまる世帯は、「均等割」と「平等割」の軽減が受けられます。この軽減を受けるためには、前年度分の所得を申告していることが必要です。19歳以上の方で所得がない・少ない場合や扶養に入っている方も、必ず申告しましょう！

「均等割」「平等割」の軽減基準		
軽 減 割 合		
基準所得	7 割 軽 減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	5 割 軽 減	43万円+30.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	2 割 軽 減	43万円+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

- 保険税の減免制度

低所得の軽減(7割・5割・2割)や非自発的離職の軽減などの制度を受けられない世帯のうち、天災・失業など特別の事情のため、令和6年中(令和6年1月～令和6年12月)に比べ令和7年中の所得が激減した世帯を対象とした保険税の減免制度があります。

● 令和7年度保険税の納付相談は、納税通知書が届いた後(6月中旬以降)にお越しください。

● 上記の減免には、申請・所得申告が必要です。

※納期限を過ぎた納付書は、コンビニ・金融機関等では取り扱いできませんので、便利な口座振替をご利用ください。
- 国保税がスマホで
キャッシュレス決済納付できます！

PayPayなど各種お支払いアプリを起動し、納付書に記載されたバーコードやQRコード(地方税統一QR)を読み取るとお支払いいただけます。

バーコードでお支払いできるスマホ決済アプリは、納付書の裏面に記載していますのでご確認ください。


- 税務課

からのお知らせ
- 町県民税・森林環境税申告受付

6月2日(月)

から再開します
- 町県民税・森林環境税の申告受付は、3月18日から6月1日までの間、課税資料整理のため申告受付を停止しています。令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の収入などについて、申告がまだお済みでない方の申告は6月2日から受付を再開します。

所得税を納める必要のある方や還付のある方は、税務署での手続きをお願いします(税務署に確定申告書を提出した場合は、町県民税・森林環境税の申告をする必要はありません)。
- 申告に必要なもの
- ① 令和6年中の収入・支出を証明するもの
(源泉徴収票または給与収入証明書、収支明細書、ほか帳簿類)

② 社会保険料、生命保険料等の支払証明書
(令和6年中に支払ったもの)

③ 軍用地等の支払を受けたことを確認できるもの

④ ほか申告内容を確認する際必要と思われるもの
(医療費の領収書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)

⑤ 来庁者本人の確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

⑥ 申告者本人及び被扶養者のマイナンバーカードまたは通知カード
- 下記の場合は無収入の申告が必要です
- 税証明書が必要な方
 - 国民健康保険に加入している方
 - 公営住宅に入居している方
 - 保育園児、幼稚園児がいる方
 - 年金の免除や福祉サービスを受けている方など
- 無収入の方については、**与那原町公式LINE**でも申告は可能です。

詳しくは右記のQRコードをご確認ください。
-
- 令和7年度(令和6年分)

所得証明書等は

6月2日(月)から発行

令和7年度所得証明書等は6月2日(月)より発行可能となります。それ以前に来庁されても発行できませんのでご注意ください。

証明書の種類

①所得証明書 ②所得・課税証明書 ③所得証明(全項目) ④課税証明書 ※①～③はコンビニ交付可能

記載内容

前年の令和6年分の所得等(令和6年1月～令和6年12月の1年間)が記載されたもの

発行可能な方(対象者)

令和7年1月1日現在与那原町に住んでいた(住民登録をしていた)方
※転出した時点で取得できなくなります
- 令和7年度

町県民税・森林環境税第1期分納期限は

6月30日(月)です

※口座振替日は6月25日(水)

《納め忘れにご注意ください!》

与那原町公式ラインの納期限通知機能をご活用ください。

《便利な口座振替》

口座振替の申請方法が簡単になりました。詳しくはこちら▶




- 前年度は1,500件以上の利用がありました！

コンビニエンスストアで税証明書が取得できます

マイナンバーカードがあれば、いつでもコンビニで税証明書を取得することができます。コンビニ交付を利用する際は、利用者証明用電子証明書(4ケタの暗証番号)が必要です。
- | 証 明 書 | 内 容 | 手 数 料 |
|------------|--|---------------------------|
| 所得証明書(全項目) | 現年度の証明書が発行されます。所得額、課税額、所得控除の内訳等、全て記載されます。 | 10円
※役場で発行すると300円かかります |
| 所 得 証 明 書 | 現年度の証明書が発行されます。所得額のみが記載されます。 | |
| 所得・課税証明書 | 現年度の証明書が発行されます。所得額、課税額が記載されます。非課税証明書も兼ねています。 | |
- ※最新年度(令和7年度)は6月2日に切り替え予定です。コンビニエンスストアで取得する際は年度の確認をお願いします。

※取得できる方は、証明書年度の賦課期日(1月1日)に与那原町に住所があり、現時点で与那原町にお住まいの方となります。(転出した時点で取得できなくなります)

※固定資産税関係、納税証明書、過年度の所得関係証明書は取得できません。

※コンビニエンスストアで交付している所得証明書等は「調整控除額」「税額調整額」「課税標準額」が記載されません。これらの記載が必要な方は、役場窓口または郵送請求で交付申請をお願いします。
-
- 【コンビニ交付QR】
- お問い合わせ

健康保険課

☎945-2204
- お問い合わせ

税務課

☎945-4477
- 7 広報よなばる | 2025.06 |
- 広報よなばる | 2025.06 | 6